

ルールとマナーを守って楽しく遊びましょう。

◆川や湖・沼などで釣りをするときは、漁業協同組合が発行する遊漁承認証が必要です。

遊漁料金は河川や魚種によって異なります。

◆小さい魚をとってははいけません。

都道府県の規則で、捕ってはいけない魚の大きさが決められています。小さな魚が釣れたときは、傷つけないようにして、川に返してください。

◆やってはいけない漁法があります。

川に毒や電流を流したり、水中銃を使って魚を捕ってははいけません。

◆魚を捕ってはいけない時期や場所があります。

魚種や場所によって、魚を捕っても良い期間に違いがあります。また、魚などを捕ってはいけない区域があるので、そういう場所で釣りなどをしてはいけません。

◆ブラックバスやブルーギルなどを飼ったり川や湖に放してはいけません。

これらの魚種は、川や湖に放流したり、家で飼育することが法律で禁止されています。



◆先に来ている人にあいさつをしてから釣り場に入りましょう。

お互いが気持ちよく過ごせるよう、釣り場に入るときには先に来ている人に声をかけましょう。

◆川の中の石を動かしたときは、必ず元にもどしてください。

川の中に入って昆虫や魚を捕るために石を動かしたりしたときは、元の状態にもどしてください。

◆木を折ったり草花を抜いたりしないでください。釣り場に入るときなどに、邪魔だからといってむやみに木や草花を折らないでください。

◆釣り針や空き缶などのゴミを川に捨ててはいけません。

ゴミは自分で持ち帰りましょう。

◆田んぼや畑など他人の土地に無断で入ってはいけません。

釣り場への近道だからといって、田んぼや畑など他人の土地に無断で入ってはいけません。

◆他の釣り人や地元の人迷惑になるようなことはしてはいけません。

大きな声で騒いだり、音楽を大きな音で流したりしないでください。

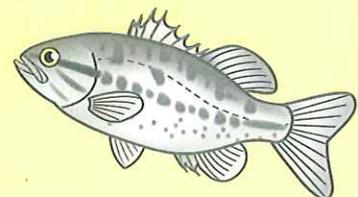
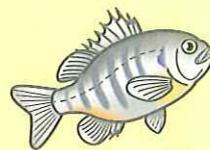


ブラックバスやブルーギルの駆除について

ブラックバスやブルーギル、アメリカナマズは、外国から入ってきて、元々すんでいた魚やエビなどを食べつくしてしまいます。

漁業協同組合などでは、被害を防ぐために、これらの害魚を駆除している所がたくさんあります。

これらの魚が釣れた時には、生かしたままで再放流せずに駆除に協力してください。



なぜ「外来魚」を退治するの？

私たちが外来魚と言っているのは、ブラックバス（オオクチバス、コクチバス）およびブルーギル、アメリカナマズ等の魚で、特定外来生物被害防止法に指定されている魚です。

オオクチバスは1925年に、ブルーギルは1960年に外国から入ってきました。コクチバスが国内で初めて確認されたのは1991年です。

外来魚



オオクチバス



コクチバス



ブルーギル



アメリカナマズ



ブラックバスやブルーギルは貪欲で、川や湖、沼や池に放すと、そこに昔からいた魚を食べ尽くしてしまいます。

「日本中の川や湖、沼や池にいる魚がブラックバスとブルーギルだけになってしまったら…」



ブラックバスやブルーギルは、約3,000個の卵を産み、卵やふ化した稚魚を雄親が守って育てます。コイやフナ、また以前からすんでいた多くの魚たちは、たくさんの卵を産みっぱなしで、その多くが他の魚たちの餌になるのとは異なります。

ブラックバスやブルーギルの卵を食べてくれるのは、大型のコイやウグイなどです。

川・湖・沼の漁業協同組合はブラックバスやブルーギル、アメリカナマズを駆除し、在来魚を増やす努力をしています。



特定外来生物に指定された魚類を飼育したり、河川湖沼に放流することは法律違反で、厳しく罰せられます。

罰則1：個人の場合…懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金
法人の場合…1億円以下の罰金

内容

- ⓧ 販売もしくは配るために飼養した場合
- ⓧ 飼育の許可を、偽りや不正手段で得た場合
- ⓧ 飼養の許可を得ていないのに、輸入した場合
- ⓧ 飼養の許可を得ていない者に販売もしくは譲った場合
- ⓧ 対象の魚を、野外に放流したり活かして輸送した場合

罰則2：個人の場合…懲役1年以下もしくは100万円以下の罰金
法人の場合…5,000万円以下の罰金

内容

- ⓧ 販売もしくは配付以外の目的でも、許可なく飼育したり譲った場合
- ⓧ 害を及ぼすか未判定の魚を許可なく活魚で輸入した場合